

イーアールコントラクト(er-contract) 会員規約

第1章 総則

第1条（名称、目的、サービス概要）

株式会社イーリバースドットコム（以下「当社」という。）が保有する産業廃棄物処理委託契約に係る会員制電子取引情報サービスをer-contractといいます。

2 er-contractは、産業廃棄物処理委託契約における各契約当事者（排出事業者、収集運搬業者、処分業者）が、関係法令を遵守しながら、電子取引による同契約関係の処理及び情報管理を行うことを可能とし、もって、産業廃棄物処理委託業務が適法かつ効率的に遂行されることを目的とします。

3 er-contractは、当社データセンター内に設置したサーバー群と会員が保有するパーソナルコンピュータ及びインターネット網から構成するネットワークシステムを利用することにより、電子取引による産業廃棄物処理委託契約書の作成、締結、当該電子取引に係る電磁的記録の保存、縦覧等の情報サービス業務を提供します。

第2条（er-contractの主催、運営管理）

er-contractの主催、運営管理は当社または当社が指定する者がこれを行います。

第3条（er-contractの利用、一時中止、廃止）

er-contractの利用可能時間は、原則として、毎週月曜から日曜までの午前6時から午前0時までとします。

2 前項にかかわらず、定期的もしくは緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時中止する場合がございます。また、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合も同様とします。

- ・er-contractのシステム運用上必要な保守・点検、補修、改修等の工事を実施するとき。
- ・er-contractの保守上やむを得ないとき。
- ・e-reverse.com会員規約第3条第2項に該当したとき。

3 当社は会員に対して3ヵ月前までにe-reverse.com会員規約第5条第1項で定めるいずれかの方法によって通知することでer-contractを廃止することができます。

第4条（契約情報の保存期間）

er-contract上で締結された契約情報は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該契約の委託契約期間満了日から起算して10年間を経過した日まで保存されます。

- (1) 本規約第3条第3項に規定する場合
- (2) 天災地変その他の不可抗力によりサーバー内の契約情報が毀損滅失した場合

第5条（契約情報の訂正・削除）

er-contract で締結された産業廃棄物処理委託契約の契約情報を訂正する必要がある場合は、訂正後の契約情報に対して当事者双方が合意した証として電子署名、タイムスタンプを付して新たな契約として保存し、訂正を行う直前の契約（以下「原契約」という。）情報は原状のまま保存し、以降、同じ原契約に対して繰り返し訂正を行う場合も同様とします。

- 2 前項の方法によらない訂正、または前条の保存期間満了前における、原契約の削除は行いません。
- 3 契約情報のデータ管理については、「管理責任者」及び「処理責任者」は以下の者とします。

「管理責任者」：株式会社イーリバースドットコム 管理部 部長 笹原義徳

「処理責任者」：同 基盤品質保証部 部長 徳益 健

第6条（電子署名及びタイムスタンプの利用停止）

er-contract 上において、契約の締結、あるいは変更が2年間行われなかった場合、当社が指定し第三者が提供する電子署名及びタイムスタンプサービス（以下「タイムスタンプサービス」という。）の次回更新を事前の通知なく停止する場合があります。

- 2 前項に基づいて電子署名及びタイムスタンプの利用が停止された後、再度er-contractの利用を希望する場合には、タイムスタンプサービスへの別途の利用申し込みが必要となります。

第7条（e-reverse.com会員規約の準用）

本規約に定めなき事項については、e-reverse.com会員規約を準用します。尚、準用する場合の同規約のe-reverse.comの記載はer-contractに読み替えます。

第2章 入会手続き、会員登録

第8条（er-contractへの入会申込）

e-reverse.comの会員はer-contractを利用することができますが、別途er-contractのホームページ上のWeb申込みシステムから申し込む方法により、er-contractへの入会申込みが必要となります。

- 2 前項の申込みに基づいて入会するにあたっては、er-contractの利用規約に同意していた

だくこと、e-reverse.com 会員として登録されてサービスの利用が可能な状態であることが必要です。

3 er-contract への入会希望者は、電子契約の真正性及び原本性を確保するため、当社指定の第三者者が提供する電子署名及びタイムスタンプを利用することに同意し、当該サービスへも別途加入申込みを行うものとします。

4 er-contract への入会希望者は、第 1 項及び前項に規定する加入手続きを経て er-contract への登録が完了したときに er-contract 会員資格を取得します。

5 第 1 項及び第 3 項に規定する加入手続きに係る申込書の様式は別途定めます。

第 9 条 (er-contract 会員種別)

er-contract の会員は前条で定める当社指定の er-contract 入会手続きを経て各種条件を備えていることが確認され、入会審査・承認を得た会員のみとします。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。

2 er-contract の会員は排出事業者会員、運搬業者会員、処分業者会員の 3 種類とします。

第 10 条 (入会金・利用料等)

er-contract の料金体系については e-reverse.com の料金に含むものとします。

第 3 章 権利、義務

第 11 条 (会員の権利)

会員は、本規約、および e-reverse.com 会員規約に定められ本規約に定めなき事項に基づき、er-contract を利用することができます。

第 4 章 紛争の処理

第 12 条 (免責事項等)

er-contract 上で締結される契約情報の一切の法律効果は全て会員に帰属するものとし、かつ、当該契約内容の適法性及びその有効性について当社は一切の責任を負担しません。

2 退会その他の事由により会員が er-contract の会員資格を喪失した場合、以後、当社は、er-contract の当該会員にかかる契約情報の保存について一切の責任を負担しません。

付 則 (本規約の発効)

本規約は以下のとおり発効し、改訂されました。

発効：2013 年 3 月 1 日

第1回改訂：2018 年 4 月 1 日

第2回改訂：2020 年 4 月 1 日